

改 正 案	現 行
<p>（<u>指名委員会等設置会社</u>である場合の読替え）</p> <p>第十条の二 会社及び地域会社が <u>指名委員会等設置会社</u>であるときに、取締役会が執行役に第三条、第八条又は前条に関する業務執行を委任している場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「取締役」とあるのは、「執行役」とする。</p> <p>2 会社が <u>指名委員会等設置会社</u>である場合における第七条の規定の適用については、同条中「監査役」とあるのは「執行役」と、「株主総会」とあるのは「株主総会又は取締役会」とする。</p>	<p>（<u>委員会設置会社</u>である場合の読替え）</p> <p>第十条の二 会社及び地域会社が <u>委員会設置会社</u>であるときに、取締役会が執行役に第三条、第八条又は前条に関する業務執行を委任している場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「取締役」とあるのは、「執行役」とする。</p> <p>2 会社が <u>委員会設置会社</u>である場合における第七条の規定の適用については、同条中「監査役」とあるのは「執行役」と、「株主総会」とあるのは「株主総会又は取締役会」とする。</p>